

平成15年11月14日
農林水産省消費・安全局

第2回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の概要について

1 日時 平成15年11月14日（金）10：00～12：30

2. 場所 農林水産省会議室

3. 概要

(1) 現状報告について

- ①農林水産省から、各都道府県における調査により、10府県において同病が確認され、それぞれ当面の措置がとられている旨の報告を行った。
- ②茨城県から、霞ヶ浦・北浦における発生状況と対応の現状について報告を行った。
- ③岡山県から、小田川・宮川・児島湖水域における発生状況と対応の現状について報告を行った。
- ④（独）水産総合研究センター養殖研究所から、都道府県職員を対象としたPCR研修会の実施及び今後の検査体制について報告を行った。

(2) まん延防止措置等の考え方

- ①霞ヶ浦・北浦については、水域全体が汚染されているおそれがあるので、養殖こいの移動禁止又は出荷自粛を継続し、国（独法）及び県が協力して早急に全域の調査を行うとともに、所要のまん延防止措置が必要とされた。
- ②高梁川・吉井川・児島湖水系については発生養殖場からの養殖こいの移動・販売中止を継続し、国（独法）及び県が協力して早急に発生水域全域の調査を行うとともに、所要のまん延防止措置が必要とされた。
- ③今後のまん延防止対策及び感染経路究明に資するため、各都道府県において区分した地域ごとに疫学的・臨床学的・ウイルス学的な調査を行った上、汚染の可能性を判断して、対策を実施すべきであるとされた。
- ④養殖場等におけるこいの取扱いに関する留意事項に従い、養殖業者等による、疾病の早期発見、まん延防止措置及び自衛措置が必要であるとされた。

(3) 感染経路究明の考え方

感染経路の究明のため、関係者への聞き取り調査等を進めるとともに、さらに全国的な調査の進め方について検討した。

連絡先

農林水産省消費・安全局衛生管理課

魚類安全室長 木實谷 浩史

課長補佐 田口 博人

電話：03-3502-8111（内線 3180、3181）

直通：03-3502-8098

コイヘルペスウイルス病の確認状況

平成 15 年 11 月 13 日現在

(1) 青森県

(現状) 養鯉場が購入した霞ヶ浦産コイ 1.2 トンのうち、9 割が 11 月 3 日までに死亡、以前から飼育していたコイにも感染の疑い、11 月 5 日 PCR 検査陽性

(措置) 埋却処分等（行政指導）

(2) 茨城県

(現状) 10 月中旬頃から、霞ヶ浦においてコイの大量死、10 月 31 日 PCR 陽性

(措置) 11 月 2 日出荷自粛、11 月 12 日法に基づく移動禁止命令

(3) 埼玉県

(現状) 釣り堀業者の購入した霞ヶ浦産コイが 11 月 4 日までに 1.6 トン死亡、11 月 11 日 PCR 検査陽性

(措置) 死亡魚はその都度焼却処分（行政指導）

(4) 山梨県

(現状) 釣り堀業者が購入した霞ヶ浦産のコイ 1 トン及び以前から池で飼育していた 3.2 トン、合計 4.2 トンのうち約 5 割が 11 月 3 日までに死亡、11 月 5 日 PCR 検査陽性

(措置) 全部の魚を焼却処分（行政指導）

(5) 三重県

(現状) 釣り堀業者が、霞ヶ浦の養殖業者から購入したコイ 1 トンを池に入れたあと、毎日 1 ～ 9 尾死亡、11 月 5 日 PCR 検査陽性

(措置) 埋却又は焼却処分（行政指導）

(6) 滋賀県

(現状) 養殖業者、卸売業者が購入した霞ヶ浦産のコイ、11 月 12 日 PCR 検査結果陽性

(措置) 移動自粛（行政指導）

(7) 大阪府

(現状) 淀川でコイが死亡、11 月 12 日 PCR 検査陽性

(措置) 移動自粛（行政指導）

(8) 岡山県

(現状) 養殖場において平成 15 年 8 月頃から現在まで断続的に 1 日当たり 30 ～ 50 尾のコイが死亡、また天然コイも死亡、11 月 7 日 PCR 検査陽性

(措置) 死亡魚は埋却処分

なお、本年 15 年 5 ～ 7 月に大量死した天然コイについては、追加検査したところ、11 月 10 日 PCR 検査陽性
出荷自粛（行政指導）

(9) 福岡県

(現状) 養殖業者は 10 月 13 日に霞ヶ浦からコイ 1 トンを購入、大量死亡はないものの毎日数尾程度の死亡が発生、11 月 7 日 PCR 検査陽性

(措置) 11 月 10 日法に基づく措置、移動禁止、埋却、消毒命令

(10) 宮崎県

(現状) 養殖業者が購入した茨城県産の養殖コイを含め、7 トンが 11 月 3 日までに死亡、11 月 4 日 PCR 検査陽性

コイヘルペスウィルス病のまん延防止措置の考え方

1. 基本的考え方

今次発生したコイヘルペスウィルス（KHV）病の我が国におけるまん延防止を図るためには、既発生水域において、養殖こいに対し、緊急に確実な対処を図るとともに、全国において天然こいを含め罹患魚の早期発見と的確な対処を図るべきである。

また、異常魚発生調査は、KHVの潜伏期間が水温の低下にともない長期化する可能性にも留意し、継続して実施すべきである。

2. 具体的措置の考え方

(1) 霞ヶ浦・北浦における対応

水域全体が汚染されているおそれがあるので、養殖こいの移動禁止又は出荷自粛を継続し、国（独法）及び県が協力して早急に全域の調査を行い、所要のまん延防止措置が必要である。

(2) 岡山県の発生水域における対応

発生養殖場からの養殖こいの移動・販売中止を継続し、国（独法）及び県が協力して早急に発生水域全域の調査を行い、所要のまん延防止措置が必要である。

(3) それ以外の水域における対応

別紙1に従い発生水域のこい及び既発生水域との接点の有無、KHV病の症状や死亡の有無等について、養殖業者、漁協等への聞き取り調査を実施し、汚染の可能性の程度を基準に水域を分類し、汚染の可能性の高い水域から順次調査を行う。調査・措置に際しては、別紙2の判断図に従い実施するべきである。

調査の結果 PCR 陰性であっても、汚染の可能性の高い水域については、ひきつづき監視するべきである。

また、水産試験場等と養殖業者等の連絡体制を強化し疾病の早期発見に努める他、別紙3の「こいの取扱いに関して留意すべき事項」に従い、養殖業者等による疾病の早期発見、まん延防止措置、及び自衛措置が必要である。

別紙 1

地域区分及び水域の汚染の可能性の分類方法

1. 地域区分

原則として、市町村境、水系等によって区分する。

2. 汚染の可能性の程度による分類

(1) 養殖場等の分布調査

地域内の食用こい養殖業者、錦鯉生産者、釣堀業者の位置等及びこい放流河川湖沼を把握する。

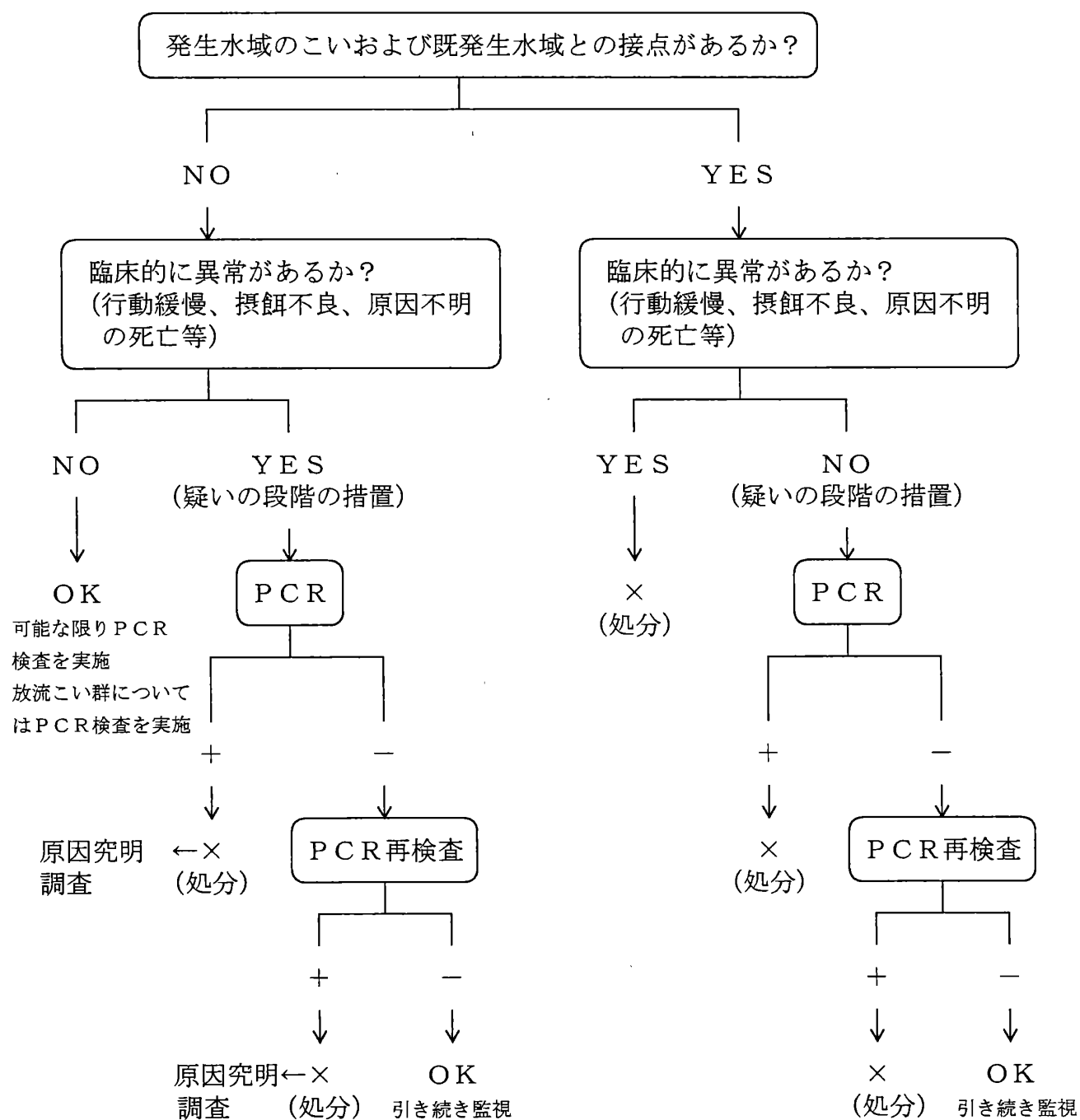
(2) 養殖業者等への聞き取り調査

地域内の業者等の既発生水域との接点の有無、KHV病の症状や死亡の有無等を調査する。

(3) 汚染の可能性の程度のカテゴリー

- A) 地域内で確定診断でKHV病の発生が確認されている。
- B) 地域内でKHV病が疑われる個体（症状を示す病魚やへい死魚）が認められている。
- C) 地域内でKHV病が疑われる個体は発生していないことを聞き取り調査等により確認している。
- D) 地域内でKHV病が疑われる個体の発生については、調査を実施しておらず不明である。

別紙2 判断図



【疑いの段階の措置】

- ①可能な限り排水流出防止
- ②生残魚に関しては、活魚・生鮮魚の出荷自粛（死亡魚が多い場合は、可能な限り処分）
- ③死亡魚に関しては、直ちに処分（焼却、埋却等）
- ④天然水域については、持ち出し・持ち込みの自粛

【×：処分】

- ①養殖こいについては、直ちに焼却、埋却等
- ②発生養殖施設・排水の消毒等
- ③天然水域については、サンプリングによるPCR検査を実施し、必要に応じてこいの持ち出し・持ち込みを禁止

別紙 3

こいの取扱いに関して留意すべき事項

1. 養殖場等

(1) KHV病未発生の養殖場等

- 導入する種苗が汚染水域由来でないことの確認。
- 導入する種苗が、汚染水域由来のこいとの接点がないことの確認。
- こいに大量死亡等異常が見られた場合には、出荷・持ち出しを見合わせるとともに、各都道府県の水産試験場等に連絡すること。
- 養殖施設内への立入り及び用水に関する十分な注意。

(2) KHV病既発生の養殖場等

- 養魚施設や運搬車両等のウイルス不活化のための消毒等の確実な実施。
- その他、未発生の養殖場等に準ずる。

2. 天然水域

(1) 放流について

- 放流用のこい群が汚染水域由来でないこと、かつ、PCR検査で陰性が確認されたものであることの確認。
- 放流用こい群が汚染水域由来のこいと接点がないことの確認。

(2) 漁業者・遊漁者等による採捕について

- 汚染水域において採捕したこいを他の水域へ持ち出さないこと。

感染経路の究明について

感染経路の究明のため、次により関係者への聞き取り調査等を実施するとともに、さらに全国的な調査を進めるべきである。

1. 既発生水域における詳細な情報収集

下記の既発生水域については、以下の内容について重点的調査を実施。

(1) 養殖場（釣堀を含む）

- 大量死亡・異常死亡等の時期及びこいの仕入元並びに出荷先
- 河川との水利関係

(2) 天然水域

①霞ヶ浦・北浦水域

- 種苗の仕入元及び出荷先
- 天然こいのKHV保有状況（利根川水系を含む）
- 利根川水系へのこい放流実態の詳細な情報（民間団体によるこい放流を含む）

②岡山県（小田川、宮川、児島湖水域）

- 種苗の仕入元及び出荷先
- KHV病が発生した養殖場と河川との水利関係
- 天然こいのKHV保有状況
- 放流実態の詳細な情報（民間団体によるこい放流を含む）

③大阪府（淀川水域）

- 天然こいのKHV保有状況
- 放流実態の詳細な情報（民間団体によるこい放流を含む）

2. 全国的な調査

地域分類及び水域の汚染の可能性の分類方法に基づく全国調査を実施。

3. その他の調査

- 既発生水域（霞ヶ浦・北浦、岡山県（小田川、宮川、児島湖水域）及び大阪府（淀川水域））間のこいの移動等の有無
- こいの輸入状況
- 既発生水域間のKHVの塩基配列の違い